



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○ 沖縄県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則（建築指導課）	1
告 示	
○ 歳入の徴収の事務の委託（企業立地推進課）	2
○ 基本測量の実施の通知（道路管理課）	3
○ 県営都市公園の利用料金の承認（都市計画・モノレール課）	3
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）	4
○ 歳入の収納の事務の委託（教育庁教育支援課）	4
公 告	
○ 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課）	4
○ 建設業者の許可の取消し（技術・建設業者）	5
○ 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）	6
○ 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）	7
○ 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部運転免許課）	7
訓 令	
○ 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課）	8

規 則

沖縄県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則をここに公布する。

平成30年 4月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第55号

沖縄県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第13条に規定する不動産特定共同事業者名簿その他の書類及び同法第49条に規定する小規模不動産特定共同事業者登録簿その他の書類（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し、不動産特定共同事業法施行規則（平成7年大蔵省・建設省令第2号）第19条第2項及び第3項並びに第69条第3項及び第4項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 不動産特定共同事業者名簿等閲覧所及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、沖縄県土木建築部建築指導課内に置く。

(閲覧所の休日等)

第3条 閲覧所の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 6月23日（沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日）

- 2 名簿等の閲覧時間は、午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後4時30分までとする。
- 3 知事は、名簿等の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、名簿等を閲覧に供しない日を設け、又は閲覧に供する時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧料)

第4条 名簿等の閲覧は、無料とする。

(閲覧手続)

第5条 名簿等を閲覧しようとする者は、備付けの沖縄県不動産特定共同事業者名簿等閲覧者名簿（別記様式）に、閲覧年月日、閲覧理由、閲覧者の住所及び氏名並びに閲覧しようとする不動産特定共同事業者又は小規模不動産特定共同事業者の許可番号又は登録番号及び商号又は名称を記入し、係員に提示しなければならない。

(持出しの禁止)

第6条 名簿等は、閲覧所以外の場所へ持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、名簿等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 名簿等を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

沖縄県不動産特定共同事業者名簿等閲覧者名簿

閲覧年月日	閲覧理由	住所	氏名	閲覧しようとする不動産特定共同事業者又は小規模不動産特定共同事業者		備考
				許可番号又は登録番号	商号又は名称	
				知事 許可 大臣 登録		
				知事 許可 大臣 登録		
				知事 許可 大臣 登録		
				知事 許可 大臣 登録		
				知事 許可 大臣 登録		

告 示

沖縄県告示第213号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成30年4月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の施設使用料徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体

- (2) 所在地 那覇市字鏡水崎原地先
 3 委託期間 平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

沖縄県告示第214号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 4月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 宮古島市、国頭村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村及び久米島町
 (2) 基本測量を実施する期間 平成30年 5月14日から平成31年 3月22日まで
 (3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
 2 (1) 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
 (2) 基本測量を実施する期間 平成30年 5月14日から平成31年 3月22日まで
 (3) 作業種類 基本測量（復旧測量）

沖縄県告示第215号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり奥武山公園の利用料金を承認した。

平成30年 4月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 奥武山公園
 2 指定管理者 那覇市鏡原町7番1号サンパーク一松3-C 株式会社トラステック
 3 利用料金の適用年月日 平成30年 4月 1日
 4 利用料金の額
 (1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 多目的広場

区分		利用料金の額	
専用利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1時間につき 2,500円
		高齢者	1時間につき 1,250円
		児童・生徒	1時間につき 1,250円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じ	

	て得た額を加算した額
--	------------

(注)

- 1 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、多目的広場を独占して利用することをいう。
- 2 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 4 「一般・学生」とは、幼児（満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）、児童・生徒及び高齢者以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。
- 5 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

備考

3歳未満の者からは利用料金を徴収しない。

沖縄県告示第216号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成30年4月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公告認定対象区域 本部町字瀬底1081番1、2118番1、5750番及び5750番10
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県北部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成30年4月17日 沖縄県指令土第334号

沖縄県告示第217号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成30年4月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 県立高等学校授業料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社おきぎんエス・ピー・オー
 - (2) 所在地 宜野湾市真志喜一丁目13番16号
- 3 委託期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成30年4月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成30年4月2日

- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 契約金額 54,432,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年4月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年3月20日
(2) 商号名 山内電気工事
(3) 代表者名 山内千枝子
(4) 所在地 本部町字豊原502番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第10173号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年2月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年3月22日
(2) 商号名 玉城組
(3) 代表者名 玉城信克
(4) 所在地 沖縄市泡瀬六丁目24番24号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第7683号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年3月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年3月27日
(2) 商号名 株式会社共和総業
(3) 代表者名 平敷信行
(4) 所在地 那覇市泊1丁目12番12号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第10539号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年3月15日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年3月27日
(2) 商号名 株式会社信成工業
(3) 代表者名 西信秋
(4) 所在地 那覇市識名2丁目9番17号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第3704号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年3月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成30年3月27日
(2) 商号名 株式会社北盛建設
(3) 代表者名 北谷清盛
(4) 所在地 那覇市宇栄原4丁目6番22号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第7503号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年3月16日付けで、建設業法第12条に基づき鉄筋工事業を廃止した

旨の届出があった。

- 6(1) 処分をした年月日 平成30年3月28日
(2) 商号名 丸元電気工事
(3) 代表者名 砂川元
(4) 所在地 沖縄市諸見里一丁目2番11号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第1862号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年2月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年3月28日
(2) 商号名 章電設
(3) 代表者名 島袋章
(4) 所在地 沖縄市古謝津嘉山町8番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第9798号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年2月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年3月30日
(2) 商号名 日孝技建
(3) 代表者名 與那覇孝
(4) 所在地 宮古島市平良字西里1123番地23
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第8671号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年3月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年4月6日
(2) 商号名 有限会社おきなわ屋根工事店
(3) 代表者名 穂積寛二
(4) 所在地 西原町字上原288番地8
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第11515号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年3月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年4月6日
(2) 商号名 株式会社白石
(3) 代表者名 白石武之
(4) 所在地 那覇市西1丁目19番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第9418号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年3月19日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 4・4・宜2号 比屋良川公園
2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年8月9日 沖縄県指令土第571号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小波津安世良419番地4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津233番地の65小波津団地B-101 新垣光子、西原町字小波津233番地の65小波津団地B-101 新垣裕伸、西原町字小波津233番地の65小波津団地B-101 新垣裕子
- 5 検査済証番号 平成30年4月16日 第4474号
- 6 工事完了年月日 平成30年3月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成元年10月30日 沖縄県指令土第1811号、平成30年2月26日 沖縄県指令土第132号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字棚原815番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字棚原105番地 比嘉盛徳
- 5 検査済証番号 平成30年4月16日 第4475号
- 6 工事完了年月日 平成30年3月31日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成30年4月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る物品等の名称、購入予定数量及び契約単価

物品等の名称	購入予定数量	契約単価
I C 免許証用カード基体	255箱	396,000円
新運転経歴用カード基体	16箱	150,600円
I C 免許証用インクリボン	115箱	140,000円

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成30年4月2日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 6 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

訓 令

沖縄県訓令第16号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月27日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

定型共通4公告文中「過去2年の間に」を削り、「__回以上にわたって締結し、かつ、これらを」を「締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を」に、「4(2)」を「5(2)」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月27日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
--	--